

答申書

令和6年10月17日

赤穂市上下水道事業在り方検討委員会



令和6年10月17日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長 牟禮 正稔 様

赤穂市上下水道事業在り方検討委員会

委員長 瓦田 沙季

今後の上下水道事業の在り方について（答申）

令和5年8月30日付け赤上総第118号で諮問のあった標記のことについて、当委員会で公正、公平な見地に立ち慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

なお、留意すべき事項として、附帯意見を申し添える。

記

1. 答申

- (1) 赤穂市の水道事業及び下水道事業（農業集落排水事業を含む。以下同じ。）は、ともにサービス開始以来数十年が経過し、施設及び管路の経年劣化が進行している。これら施設等の改築・更新に加え、大規模自然災害に備えた耐震化及び耐水化についても計画的に実施し、市民生活及び企業活動に支障をきたさないよう万全を期すこと。
- (2) 赤穂市の上下水道事業は、地方公営企業法を全部適用した公営企業であり、利用者からの水道料金及び下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料を含む。以下同じ。）で事業運営に必要な費用を賄う「独立採算制」が原則であるが、両事業ともに経費回収率が100%に達していない。今後は、人口減少の進行等、有収水量のさらなる減少が見込まれるため、上下水道事業の経営は一層厳しさを増すものと思われる。健全な運営を将来にわたって維持するため、水道料金及び下水道使用料を定期的に見直すことが望ましい。特に経営改善の緊急度が高い下水道事業については早期の見直しによる収入確保を図られたい。
- (3) 赤穂市の上下水道事業の現状と課題を市民と共有することは重要であり、市ホームページや広報誌等を通じて積極的に情報発信し、広報活動の充実に努められたい。

2. 附帯意見

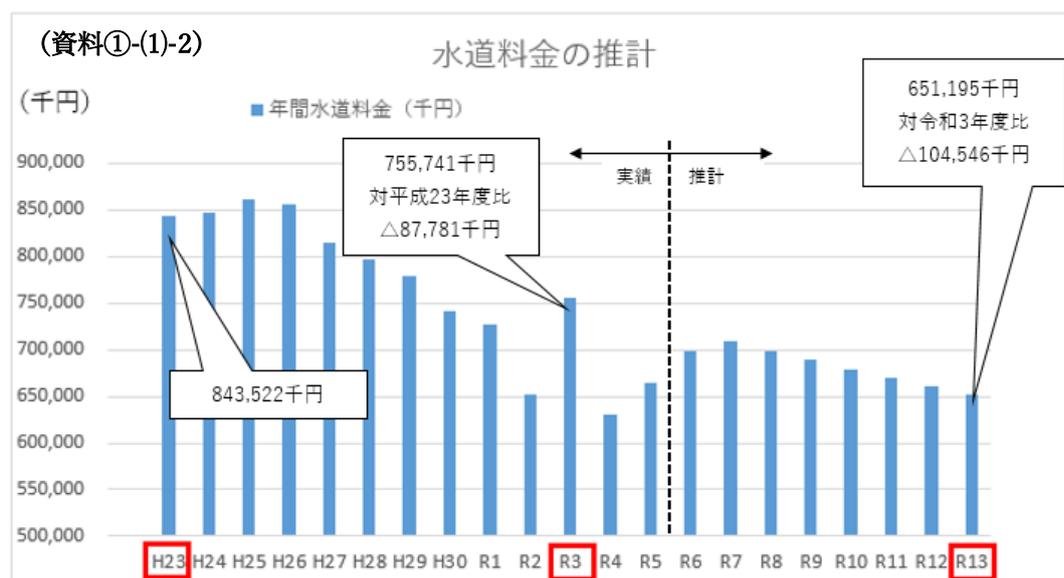
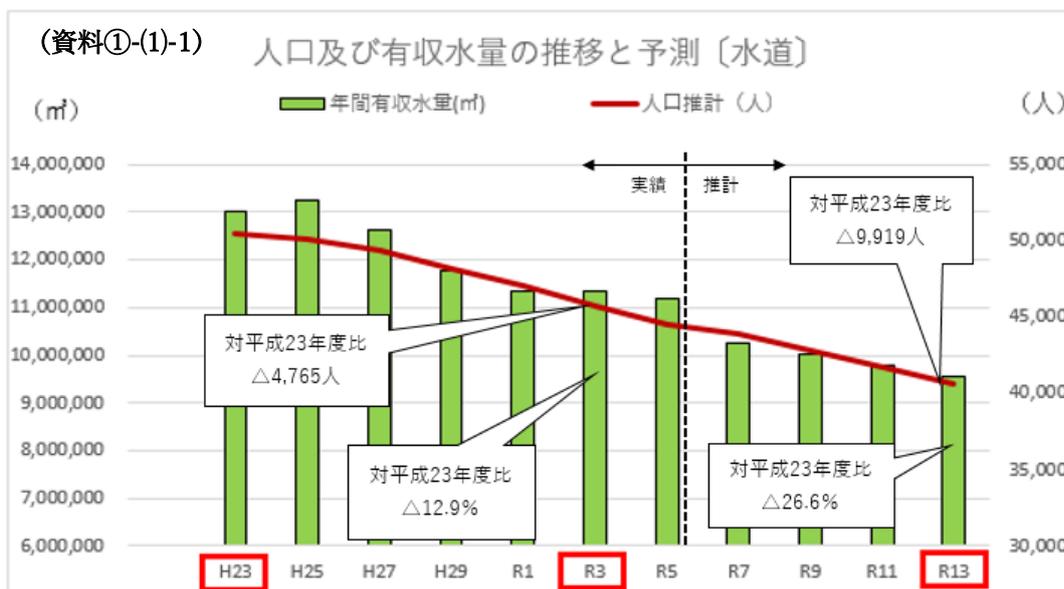
- (1) 総務省繰出基準に基づき、一般会計が負担すべき経費については、今後も、その全額を上下水道事業へ繰出すことを一般会計に要望する。
- (2) 福祉施策及び産業振興施策等の観点から、低所得世帯や中小事業者に対する水道料金及び下水道使用料の負担軽減対策について、一般会計において検討、実施されることを要望する。

1 今後の水道事業の在り方 -現状と課題-

(1) 人口、有収水量及び料金収入の推移と予測

令和3年度末の住民基本台帳人口は45,754人で、平成23年度末の50,519人と比べ、10年間で4,765人減少している。

また、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の試算を基にした人口予測では、10年後の令和13年度末には、さらに5,154人減少し、40,600人になると予測されている。したがって、20年間で約1万人減少することが見込まれる。人口減少は水需要、すなわち有収水量の減少につながり、料金収入の減少に直結するため、今後の水道事業の経営に大きな影響を及ぼすものと危惧される。（資料①-(1)-1）（資料①-(1)-2）



※令和2,4,5,6年度は、水道料金の減免を実施している。

(2) 今後の水道施設・設備の在り方

水道事業は、昭和 19 年に給水を開始して以来、約 80 年が経過し、浄水場や水源地、配水池の各施設やポンプ設備など多くの施設等の経年劣化がかなり進行している。また、管路については、老朽管の更新及び耐震化を計画的に実施しているものの、老朽管の増加が加速度的に進んでいる状況である。(資料①-(2)-1) (資料①-(2)-2)

今後は、経年劣化した施設の更新に加え、地震や集中豪雨などの災害に備えた耐震化や耐水化を計画的に実施し、安心・安全で安定した施設等へと更新を図る必要がある。

(資料①-(2)-1)

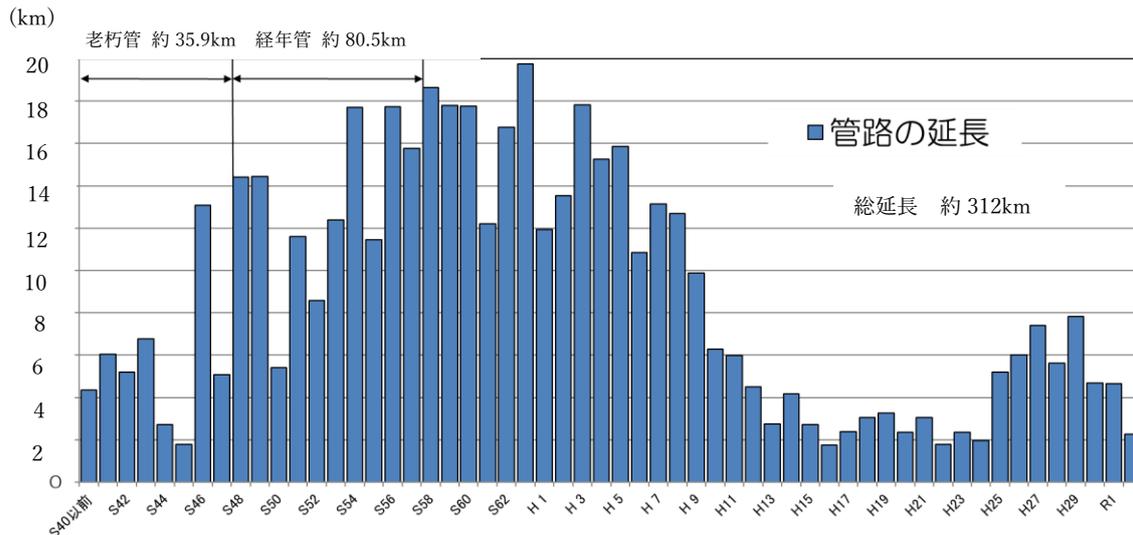
主要施設と整備年度 (水道)

No.	施設名称	施設区分	供用開始年度	経過年数 (2023 基準)
1	北野中浄水場	浄水場	昭和 37 年度	61
2	東有年浄水場	〃	平成 22 年度	13
3	木津第 1 水源地	水源地	昭和 37 年度	61
4	木津第 2 水源地	〃	昭和 52 年度	46
5	真殿水源地	〃	昭和 33 年度	65
6	東有年水源地	〃	昭和 49 年度	49
7	原水源地	〃	昭和 52 年度	46 (更新中)
8	御崎加圧所	加圧所	平成 8 年度	27
9	榎加圧所	〃	昭和 44 年度	54
10	大津加圧所	〃	昭和 42 年度	56
11	大鹿谷高区加圧所	〃	昭和 49 年度	49
12	大鹿谷低区加圧所	〃	昭和 49 年度	49
13	塩屋第 1 加圧所	〃	昭和 55 年度	43
14	塩屋第 2 加圧所	〃	昭和 55 年度	43
15	播磨台加圧所	〃	昭和 47 年度	51
16	横山加圧所	〃	昭和 52 年度	46
17	加里屋山加圧所	〃	平成 14 年度	21
18	中央配水池	配水池	昭和 44 年度	54
19	隧道配水池	〃	昭和 60 年度	38
20	御崎配水池	〃	令和 5 年度	0
21	坂越配水池	〃	平成 4 年度	31
22	福浦配水池	〃	令和 2 年度	3
23	大鹿谷高区配水池	〃	昭和 48 年度	50
24	大鹿谷低区配水池	〃	昭和 48 年度	50
25	清水谷配水池	〃	平成 3 年度	32
26	真殿配水池	〃	昭和 54 年度	44
27	東有年配水池	〃	昭和 52 年度	46
28	檜原配水池	〃	昭和 53 年度	45

29	播磨台配水池	配水池	平成 29 年度	6
30	横山配水池	〃	昭和 52 年度	46
31	塩屋山配水池	〃	昭和 55 年度	43
32	大津配水池	〃	昭和 43 年度	55
33	加里屋山配水池	〃	平成 14 年度	21

(資料①-(2)-2)

布設年度別 管路の延長 (令和3年3月末)



老朽管：経年数50年以上（法定耐用年数40年×1.25以上）
 経年管：経年数40～49年（法定耐用年数～法定耐用年数×1.25）

(3) 水道事業の経営状況

水道事業は、地方公営企業法を全部適用した地方公営企業であり、本来、経営に要する経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金で賄う独立採算が原則である。しかしながら、供給単価が給水原価を下回っている状況にあり、これは水道水を作る費用を水道料金で回収できていないことを示している。この状況が続けば、今後の安全・安心で持続可能な水道サービスの提供に支障をきたす可能性があり、早急な改善が必要と考える。(資料①-(3)-1)

水道事業の経営状況を示す収益的収支(資料①-(3)-2)は、人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減少に伴い水道料金収入が減少する一方、物価高騰による維持管理費の増加が見込まれるため、今後の水道事業の経営は一層厳しさを増し、令和6年度以降は恒常的な赤字が生じると予測される。

また、資本的収支は、経年劣化した施設、設備及び管路の更新、大規模災害に備えた耐震化や耐水化を計画的に行っていく必要がある、設備投資に係る支出は確実に増加することが見込まれている。

以上のことから、健全な事業運営には独立採算の堅持と、必要な資金の確保がますます重要となってくる。しかしながら、現在の状況が続けば恒常的な赤字により、現金残高も

減少し、事業運営に不可欠な資金の確保や、必要な設備投資に支障をきたすことも考えられるため、水道料金の見直しなどによる収入確保は大きな課題である。

なお、今回の答申にあたっては、下水道事業の現下の厳しい経営環境を鑑み、下水道事業の収入確保対策を優先して協議を行ったため、水道事業の経営改善については、今後の検討課題として継続協議とする。

(資料①-(3)-1) 供給単価と給水原価の推移 (水道事業)

水道事業	R2	R3	R4	R5
供給単価(円/m ³)	57.66	66.60	55.51	59.45
給水原価(円/m ³)	68.21	68.12	77.08	71.53
料金回収率(%)	84.53	97.77	72.01	83.11

※料金回収率=供給単価/給水原価

R2, R4, R5 年度は一般用水道料金の減免を行ったため、料金回収率は低くなる

(資料①-(3)-2) 経営状況の試算 (水道事業)

(単位:百万円、税抜)

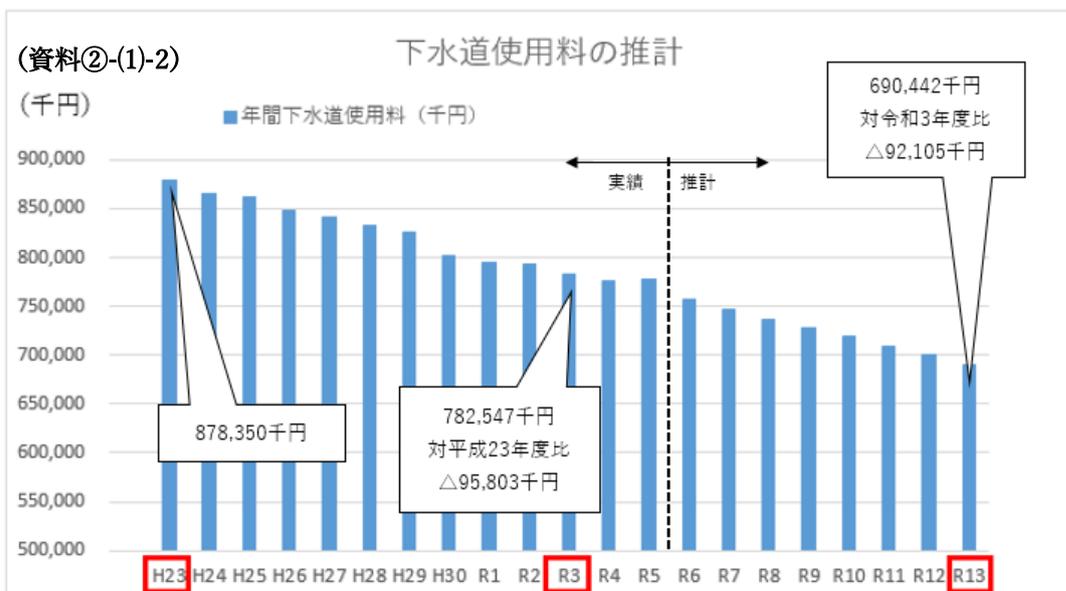
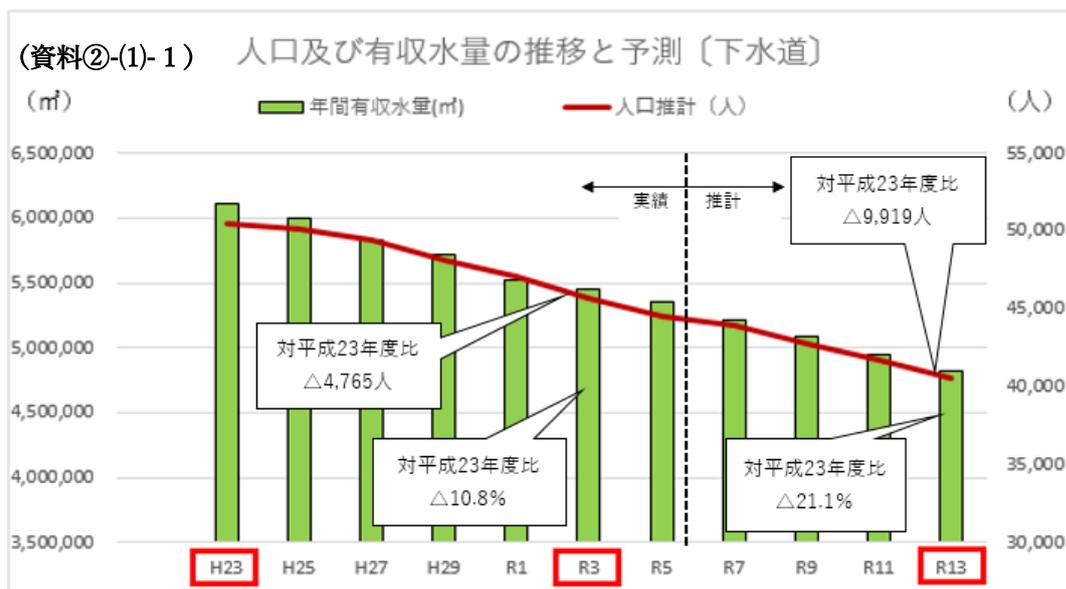
水道事業		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収益的収支	収益的収入	932	975	949	930	895	887	877	867
	収益的支出	901	1,010	928	1,017	1,040	1,045	1,048	1,047
	経常損益	31	△ 35	21	△ 87	△ 145	△ 158	△ 171	△ 180
資本的収支	資本的収入	271	357	88	822	340	374	339	321
	資本的支出	605	594	376	1,235	643	679	637	855
	資本的収支	△ 334	△ 237	△ 288	△ 413	△ 303	△ 305	△ 298	△ 534
現金残高見込		1,503	1,720	1,720	1,344	1,144	1,024	894	522

← 実績 → 推計 →

2 今後の下水道事業の在り方 -現状と課題-

(1) 人口、有収水量及び使用料収入の推移と予測

人口動向については、2 ページで示したとおり、今後も減少することが予想されている。人口減少に伴い、有収水量も水道事業と同様に減少が見込まれるが、このことは使用料収入の減少を意味し、今後の下水道事業の経営に大きな影響を及ぼすものと危惧される。(資料②-(1)-1) (資料②-(1)-2)



(2) 下水道施設・設備の在り方

下水道事業は、昭和 56 年に供用開始して以来 40 年超が経過し、汚水処理施設やポンプ設備等は経年劣化が進行している。また、管路については、現時点では標準耐用年数である 50 年を超えたものはないものの、短期間で中心市街地の整備を行ったため、数年後には管路の老朽化が一気に進行することとなる。(資料②-(2)-1) (資料②-(2)-2)

水道事業と同様、今後は経年劣化した施設の更新に加え、地震や集中豪雨などの災害に備えた耐震化や耐水化を計画的に実施していく必要がある。

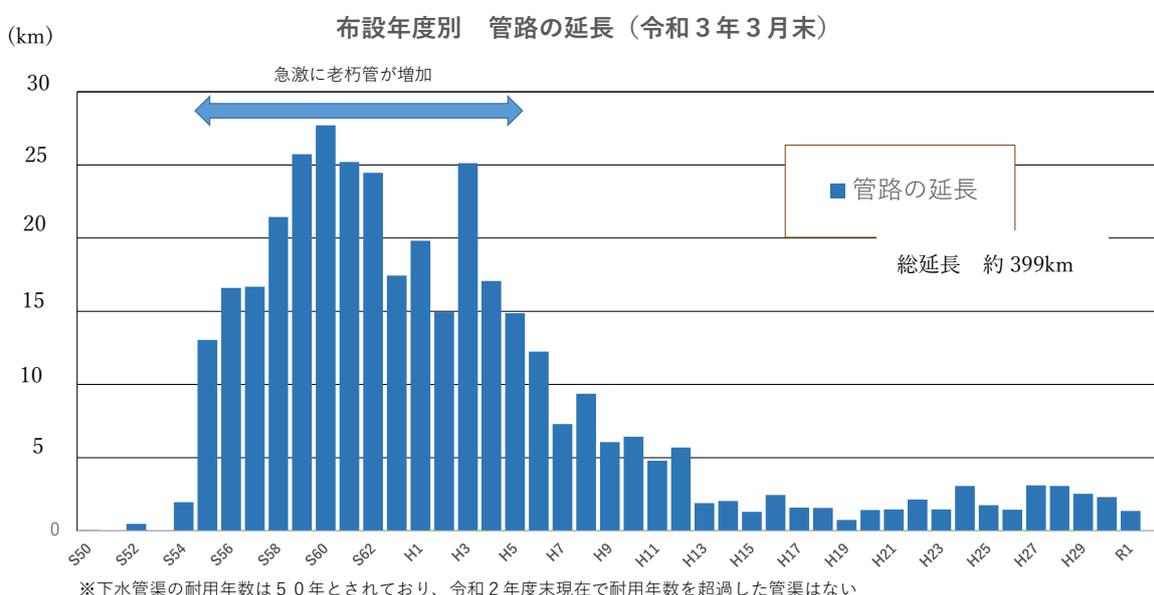
(資料②-(2)-1) 主要施設と整備年度 (下水道)

公共下水道				
No.	施設名称	施設区分	供用開始年度	経過年数 (2023 基準)
1	赤穂下水管理センター	終末処理場	昭和 56 年度	42
2	加里屋中継ポンプ場	汚水中継ポンプ場	昭和 56 年度	42
3	浜田中継ポンプ場	〃	昭和 58 年度	40
4	塩屋中継ポンプ場	〃	昭和 60 年度	38
5	尾崎中継ポンプ場	〃	昭和 61 年度	37
6	御崎中継ポンプ場	〃	昭和 62 年度	36
7	南野中継ポンプ場	〃	昭和 62 年度	36
8	磯浜中継ポンプ場	〃	平成 3 年度	32
9	真殿中継ポンプ場	〃	平成 10 年度	25
10	塩屋ポンプ場	雨水ポンプ場	昭和 45 年度	53
11	御崎ポンプ場	〃	昭和 49 年度	49
12	坂越ポンプ場	〃	昭和 53 年度	45
13	西沖ポンプ場	〃	昭和 59 年度	39
14	天和ポンプ場	〃	平成元年度	34
15	有年ポンプ場	〃	平成 26 年度	9
16	御崎第 2 ポンプ場	〃	令和 3 年度	2

特定環境保全公共下水道				
No.	施設名称	施設区分	供用開始年度	経過年数 (2023 基準)
1	福浦下水処理場	終末処理場	平成 9 年度	26
2	はりま台下水処理場	〃	平成 12 年度	23
3	大泊下水処理場	〃	平成 13 年度	22
4	古池下水処理場	〃	平成 13 年度	22
5	小島下水処理場	〃	平成 14 年度	21

農業集落排水処理施設				
No.	施設名称	排除区分	供用開始年度	経過年数 (2023 基準)
1	原新田地区処理施設	終末処理場	平成 9 年度	26
2	東有年地区処理施設	〃	平成 11 年度	24
3	西有年第 1 地区処理施設	〃	平成 12 年度	23
4	西有年第 2 地区処理施設	〃	平成 12 年度	23
5	有年原地区処理施設	〃	平成 7 年度	28
6	有年牟礼地区処理施設	〃	平成 10 年度	25

(資料②-(2)-2)



(3) 下水道事業の経営状況

下水道事業は、地方公営企業法を全部適用した地方公営企業であり、本来、汚水処理に要する経費は経営に伴う収入、すなわち下水道使用料で賄う独立採算が原則である。しかしながら、使用料単価が汚水処理原価を下回っている状況にあり、これは汚水処理に必要な費用を下水道使用料で回収できていないことを示している。この状況が続けば、今後の安全・安心で持続可能な下水道サービスの提供に支障をきたす可能性があり、早急な改善が必要と考える。(資料②-(3)-1)

下水道事業の経営状況を示す収益的収支(資料②-(3)-2)は、人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減少に伴い下水道使用料収入が減少する一方、物価高騰による維持管理費の増加が見込まれるため、令和元年度以降生じている赤字は今後も恒常的に発生し、下水道事業の経営はより一層厳しさを増すものと予測される。

また、資本的収支は、経年劣化した下水道施設の更新、大規模災害に備えた耐震化や耐

水化を計画的に行っていく必要があり、設備投資に係る支出は確実に増加することが見込まれている。

以上のことから、健全な事業運営に不可欠な独立採算の実現と、必要な資金の確保がますます重要となってくるが、現在の状況が続けば現金残高は減少し、早ければ令和7年度にも資金不足に陥る可能性があることから、経営改善の緊急度は非常に高い。

このため、下水道事業の経営を安定させ、必要な維持管理と設備投資を計画的に実施するためには、事業運営に不可欠な資金の確保が喫緊の課題であり、下水道使用料の見直しについて早急に取り組む必要がある。

(資料②-(3)-1) 使用料単価と汚水処理原価の推移 (下水道事業)

下水道事業	R2	R3	R4	R5
使用料単価(円/m ³)	142.98	143.47	143.97	145.09
汚水処理原価(円/m ³)	183.70	182.94	200.01	188.98
経費回収率(%)	77.84	78.44	71.99	76.78

※経費回収率＝使用料単価/汚水処理原価

(端数処理の関係で100分の1の位に誤差が生じます)

(資料②-(3)-2) 経営状況の試算 (下水道事業)

(単位:百万円、税抜)

下水道事業		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収益的収支	収益的収入	1,761	1,758	1,932	1,952	2,073	1,945	1,947	1,966
	収益的支出	2,047	2,103	2,036	2,115	2,134	2,138	2,155	2,168
	経常損益	△ 286	△ 345	△ 104	△ 163	△ 61	△ 193	△ 208	△ 202
資本的収支	資本的収入	3,231	2,611	1,606	1,838	1,827	2,103	1,521	1,382
	資本的支出	3,535	2,921	2,306	2,474	2,680	2,834	2,322	2,044
	資本的収支	△ 304	△ 310	△ 700	△ 636	△ 853	△ 731	△ 801	△ 662
現金残高見込		814	572	325	145	△ 100	△ 234	△ 442	△ 498

← 実績 | 推計 →

3 下水道使用料の改定について

(1) 使用料改定の基本的考え方

下水道の役割は大きく2つあり、日常生活や企業活動等により生じた汚水を浄化する汚水処理と、市民の生命や財産を大雨被害から守る雨水処理とに分けられる。それぞれの財源については、「汚水私費・雨水公費の原則」がある。すなわち、汚水処理に要する経費は、その原因者である下水道使用者からの使用料（私費）で、雨水処理は、その対象が広く市民に及ぶことから税金（公費）で賄うこととされているものである。

赤穂市の下水道事業は、地方公営企業法を全部適用している地方公営企業であるため、その経営に要する経費のうち汚水処理に要する経費は、下水道使用料をもって充てる独立採算が原則である。

しかしながら、赤穂市の汚水処理に係る経費回収率は、令和4年度決算では71.99%に過ぎず、独立採算の原則が保たれていない。これは、将来にわたり安定した下水道サービスを提供することが困難な状況を示しており、経営基盤の強化は急務で、特に収入の根幹である下水道使用料の見直しは避けて通れない。

そのため、当委員会では、下水道事業の経営安定化に向けては、平成21年度の改定以来据え置かれていた下水道使用料の改定は必須であり、妥当であるとの結論を全会一致で得た。ただし、改定にあたっては、負担増による市民生活等への影響を考慮するとともに、下水道事業の経費削減を併せた経営改善とのバランスに重点を置いた改定を目指すことで一致をみたところである。

(2) 使用料改定の算定期間

下水道使用料の改定を検討するにあたり、使用料対象経費の算定期間を5年と定めた。

これは、下水道使用料が日常生活に密着した公共料金としての性格を有していることから、できる限り安定性が保たれることが望まれる反面、あまりに長期にわたって算定期間を設定することは予測の確実性を失いかねないためである。

(3) 協議の条件設定

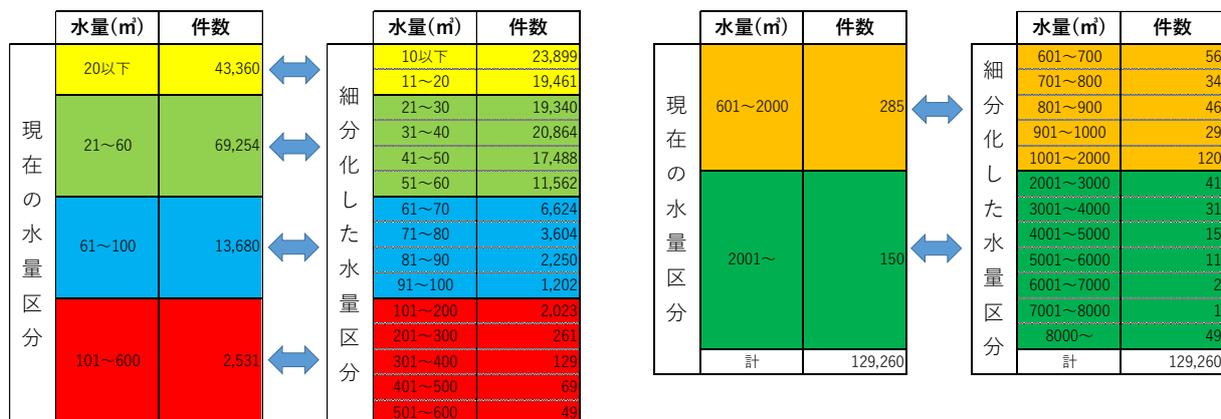
下水道使用料改定の検討を行うにあたっては、令和6年度から令和10年度までの収支見通しによる収益的支出から、雨水処理に係る経費と汚水処理に係る経費のうち公費負担分を控除した使用料対象経費を、5年間で52億3,400万円と試算した。

次に、今後の有収水量推計をもとに、資料③-(3)-1の使用水量ごとの調定件数で示した使用水量実態を勘案して試算を行った5年間の収入は36億8,600万円と見込んだ。

52億3,400万円と36億8,600万円の差額15億4,800万円の不足を補うためには、現行の使用料単価を平均で42%引き上げる必要があるが、市民負担等への影響を考慮した協議を行うこととした。

(資料③-(3)-1)

使用水量ごとの調定件数（令和3年度実績）



(4) 改定に向けての目標

ア 経費回収率の向上

汚水処理に要する経費を下水道使用料で賄えていない状態のため、経費回収率の改善は急務である。しかし、急激な使用料改定は市民生活や企業活動への影響が大きくなるため、今回の改定では経費回収率 85%とすることを旨とする。

イ 資金不足の回避

緊急修繕等への対応など、安定した事業運営のためには、現金を確保しておく必要がある。今回の改定では、5年後の現金残高を、下水道使用料収入の約4か月分である2億円超を目指す。

ウ 定期的に段階的な見直し

経費回収率の向上、資金不足の回避に加え、将来的な経常損益の黒字化を目指し、今後も定期的かつ段階的に見直しを行うこととする。

(5) 下水道使用料改定にあたっての論点

ア 基本水量制について

基本水量制は、公衆衛生の向上や生活環境の改善など、下水道の普及を目的として全国的に採用されてきた制度であるが、赤穂市の生活排水普及率は99%に達しており、下水道の普及を目的とした基本水量制は、所期の目的を達成したと言える。

また、近年は、節水機器の普及に加え人口減少や核家族化が進行するなど、基本水量内の使用者が令和3年度では下水道使用者全体の33.5%と増加傾向にあることから、使用水量に応じた負担を求める公平性の観点からも、基本水量制を廃止した使用料体系とすることが望ましい。

そのため、これまで基本使用料内であった1～20 m³の水量（2か月の使用水量）にも

従量使用料を賦課することとし、基本水量内に収まっていた使用者の負担を緩和する観点から、1 m³当たり 10～20 円の範囲で設定することとして協議を行った結果、全体の経営バランスも考慮して、1～20 m³の従量使用料を 15 円とすることとした。

イ 基本使用料について

下水道使用料対象経費は、需要家費、固定費及び変動費に分けられる（資料③-(5)-1）。使用水量の有無や多寡に関わらず発生する固定的経費であるという性質から、需要家費と固定費は基本使用料で賄うことが理想的であるが、基本使用料が高額となるため、現在下水道使用料収入に占める基本使用料の割合と同程度となるよう、改定後の基本使用料を設定することとした。

現在の下水道使用料収入のうち基本使用料が占める割合は 28.9%（令和 3 年度実績）である。経営を安定させるためには基本使用料割合を高めることが望ましいが、基本水量制の廃止に伴い少量使用者の改定率が高くなることが予想されるため、基本使用料割合は現状と同程度の概ね 28%とすることとし、現行の 2 か月 1,760 円（税抜）を 2,000 円（税抜）とした。

ウ 従量使用料と逡増度について

赤穂市の下水道使用料は、水量が多くなるほど従量使用料単価が高くなる「累進逡増制」を採用している。直近 2 回の下水道使用料の改定では、使用水量の多い区分の改定額が大きくなっており、これは一般家庭や中小事業所に配慮した考え方と思われるが、これにより逡増度が高くなり、大口利用者の負担が大きくなっているのも事実である。

（資料③-(5)-2）

使用料改定に当たっては、小口利用者と大口利用者との負担の公平性を考慮し、逡増度を緩和することが望ましいとして協議を行った。

逡増度を緩和するには、使用水量が少ない区分の従量使用料の改定額を高く設定する方法と、すべての区分の従量使用料の改定額を一律とする方法がある。前者は、逡増度は大きく改善するが少量使用者の負担が高くなり、後者は、逡増度の緩和は緩やかではあるが少量使用者の負担は抑えられる。

このため、少量使用者の負担増に配慮しつつ、従量使用料の改定額はすべての区分で一律に 25 円を増額することとした。

エ 水量区分について

下水道使用料の水量区分は、現在 21～60 m³の区分が全調定件数の 50%超を占めており、さらに 21～40 m³は全調定件数の 30%超を占めている（資料③-(3)-1）。この区分に該当するのは一般家庭又は中小事業所が該当するため、21～60 m³の区分を、21～40 m³と 41～60 m³との 2 区分に改めるとともに、更に 21～40 m³の区分の改定額を 5 円低く設定することで多くの使用者の負担緩和につながる見直しを行うこととする。

なお、101～600 m³の区分のうち、101～200 m³の調定件数が多くなっているが、この区分の見直しについては、全体のバランスを考慮し、次回以降の検討課題とする。

(資料③-(5)-1) 使用料対象経費の内訳

需要家費	使用の増減に関わらず需要家（使用者）の存在により発生する固定的費用	検針、徴収関係経費等
固定費	使用の増減に関わらず、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用	施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等
変動費	おおむね使用の増減に比例する費用	薬品費、動力費等

(資料③-(5)-2) これまでの下水道使用料の改定（平成10年度以降）

水量区分	使用料（2ヶ月分）		税抜
	平成10年度改定	平成18年度改定	平成21年度改定
基本使用料	1,580円	1,580円	1,760円
従量使用料			
21 ～ 60m ³	105円/m ³	120円/m ³	135円/m ³
61 ～ 100m ³	115円/m ³	145円/m ³	165円/m ³
101 ～ 600m ³	135円/m ³	175円/m ³	200円/m ³
601 ～ 2000m ³	150円/m ³	185円/m ³	210円/m ³
2001m ³ ～	180円/m ³	215円/m ³	245円/m ³
逓増度	1.71	1.79	1.81

※逓増度は、21～60m³と2001m³以上の1m³当たり従量使用料の比

(6) 協議結果に基づく改定額

以上、当委員会での協議を踏まえた下水道使用料改定（案）は、次のとおりである。（資料③-(6)-1、③-(6)-2、③-(6)-3）

(資料③-(6)-1) 使用料改定（案）

（単位：円，税抜）

	現行	改定（案）	現行との比較
基本使用料（2か月）	1,760	2,000	+240
1～20m ³	0	15	+15
21～40m ³	135	155	+20
41～60m ³		160	+25
61～100m ³	165	190	+25
101～600m ³	200	225	+25
601～2000m ³	210	235	+25
2001m ³ ～	245	270	+25

(資料③-(6)-2)

改定(案)のシミュレーション

(金額は税抜き)

	現行	改定(案)	現行との比較
5年間の使用料対象経費(百万円)	5,234	5,234	
5年間の使用料収入見込み(百万円)	3,686	4,364	+678
経費回収率(%)	70.4	83.4	+13.0
5年後の現金残高見込み(百万円)	△466	211	+677
平均改定率(%)	-	18.4	
基本使用料が使用料全体に占める割合(%)	29.0	27.9	△1.1
増減度(21~60m ³ と2001m ³ ~との比)	1.81	1.74	△0.07

(資料③-(6)-3)

水量区分ごとの改定額及び改定率

(単位:円, 税抜)

	現行		改定(案)				備考
	現行	使用料	改定後	使用料	差額	改定率	
基本使用料	1,760	1,760	2,000	2,000	240	13.60%	
1~20m ³	0	1,760	15	2,300	540	30.70%	20m ³ 使用した場合
21~40m ³	135	4,460	155	5,400	940	21.10%	40m ³ 使用した場合
41~60m ³	135	7,160	160	8,600	1,440	20.10%	60m ³ 使用した場合
61~100m ³	165	13,760	190	16,200	2,440	17.70%	100m ³ 使用した場合
101~600m ³	200	113,760	225	128,700	14,940	13.10%	600m ³ 使用した場合
601~2000m ³	210	407,760	235	457,700	49,940	12.20%	2000m ³ 使用した場合
2001m ³ ~	245	652,760	270	727,700	74,940	11.50%	3000m ³ 使用した場合

※使用料は2か月で試算

(7) 継続審議事項

本答申では、水量区分について21~60m³を、21~40m³と41~60m³とに分けることを提案した。市民や企業の水需要形態は、人口動向やライフスタイルの変化などにより変わっていくため、時代に適した水量区分とすることが求められる。

資料③-(3)-1では、101~600m³の区分のうち、101~200m³の調定件数が多いことが示されている。当該水量帯は、主に中小事業所が該当すると推測されるが、この水量帯をはじめとして、水量区分の見直しは今後も継続して協議を行うものとする。

4 おわりに

以上のとおり、本答申は、審議の過程において委員各位から出された意見を十分に踏まえ、公正、公平な見地に立って慎重に審議を重ねた結果、全会一致をもって決定したもので、今後の上下水道事業において本答申内容が十分に尊重されることを要望するものである。

また、赤穂市においては、人口減少をはじめ多くの課題が山積しているが、上下水道事業は市民生活や企業活動にとって欠かすことができない大変重要な事業であり、市民や事業者にとって安心・安全・安定した運営が最も望まれる事業である。水道料金及び下水道使用料は、長期間見直しが行われてこなかったが、上下水道の健全な事業運営を確保するために、今後は3～5年スパンでの定期的な見直しを行うことが望まれる。

最後に、下水道使用料の改定は市民や事業者に負担をお願いすることになるが、市長をはじめ上下水道部職員一人ひとりには事業の重要性を十分に認識し、これまで以上に経費の節減をはじめとする経営改善に努め、一丸となって円滑な事業運営に邁進することを切望するとともに、本委員会においても、赤穂市の上下水道事業の在り方について継続して協議し、積極的に提言を行っていく所存である。